

「特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する内閣府令」について

平成25年6月3日
消費者庁

消費者庁は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を定めたので、同法第43条第5項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

1. 命令等の題名

特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する内閣府令

2. 意見公募手続を実施しなかった理由

本府令は、特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員が携帯する身分証明書に用いられていた用語について、同一の意義をもつ別の用語に置き換えるものであり、行政手続法第39条第4項第8号の「意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更」に該当することにより、同項の規定に基づく意見公募手続を要しない改正内容であるため。

3. その他

本府令の内容は、別紙のとおり

以上